

現場代理人の兼任要件等の緩和について

現場代理人の兼任要件等を緩和することとし、「柏市建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領」を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

1 現場代理人の兼任による常駐義務の緩和の要件

改正前	改正後
第2条 受注者は、市長又は市上下水道事業管理者が発注する工事に限り、当該工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合、現場代理人に2件まで兼任させることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。 (1) 請負金額が<u>3,500万円</u>（建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>）未満であること。 (2) 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。	第2条 受注者は、市長又は市上下水道事業管理者が発注する工事に限り、当該工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合、現場代理人に2件まで兼任させることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。 (1) 請負金額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事にあつては<u>9,000万円</u>）未満であること。 (2) 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。

2 営業所技術者又は特定営業所技術者（※）と現場代理人の兼務

改正前	改正後
第6条の2 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、<u>営業所における専任の技術者</u>と現場代理人を兼ねることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。 (1) 発注者と当該営業所が工事請負契約を締結していること。 (2) 当該営業所が柏市内にあること。 (3) 請負金額が<u>3,500万円</u>（建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>）未満であること。 (4) 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。	第6条の2 受注者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、1件に限り、<u>営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）</u>と現場代理人を兼ねることができるものとし、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。 (1) 発注者と当該営業所が工事請負契約を締結していること。 (2) 当該営業所が柏市内にあること。 (3) 請負金額が<u>4,500万円</u>（建築一式工事にあつては<u>9,000万円</u>）未満であること。 (4) 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。

(5) 発注者及び当該営業所との間で常時連絡をとれる体制を確保できること（携帯電話及び連絡責任者の配置）。	(5) 発注者及び当該営業所との間で常時連絡をとれる体制を確保できること（携帯電話及び連絡責任者の配置）。
(6) 設計図書に兼務を認めない旨、指定の無いこと。	(6) 設計図書に において 兼務を認めない旨の 指定が 無いこと。

※建設業法の改正により、営業所における専任の技術者について、一般建設業の場合は「営業所技術者」と、また特定建設業の場合は「特定営業所技術者」と改正されました。

3 適用開始時期

令和7年4月1日（火）以後に公告を行う入札から適用します。